

# 豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (18年)	法適(全部適用・一部適用) / 非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域人口密度 (現在の人口/面積)	493.75 (79人/0.16km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1か所(松津処理区)		
処 理 場 数	1か所(松津浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、4段階(①8m <sup>3</sup> までが900円、②8m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までが100円/m <sup>3</sup> 、③25m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> までが120円/m <sup>3</sup> 、④45m <sup>3</sup> を超える部分が140円/m <sup>3</sup> )のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 漁業集落排水事業は、狭小な住宅地で形成された漁業集落における生活雑排水の集合処理による衛生環境の改善と、それに伴う沿岸水域の水質改善による漁業資源の保護及び漁業後継者の育成等を目的とし、公共下水道よりも低めの料金設定となっています。		
業務用使用料体系の概要 ・考え方	家庭用及び業務用等を含め1種類の料金体系		
その他の使用料体系の概要 ・考え方	家庭用及び業務用等を含め1種類の料金体系		
条例上の使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,270 円	実質的な使用料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,614 円
	平成26年度 2,270 円		平成26年度 2,610 円
	平成25年度 2,210 円		平成25年度 2,556 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

#### ③ 組織

職 員 数	0人(公共下水道事業特別会計職員が兼務)
事業運営組織	○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人) ○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	漁業集落排水事業の規模が小さいため、費用対効果が得られないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営比較分析表: 別紙のとおり

#### ② 経営比較分析表の補足事項: 「④企業債残高対事業規模比率 0%」について

本市の漁業集落排水事業は、使用料収入が少なく、地方債(平成27年度末の地方債現在高合計32,425千円)の償還財源のすべてを一般会計が負担しているためです。

## 2. 経営の基本方針

平成10年度に建設事業が完了してから18年が経過し、過疎化の進行とともに処理区域内の人口は減少し続けています。今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、合併浄化槽への切替等、地域の実情に則した汚水処理方法の導入が不可欠です。そこで、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法(公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽)の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ア) 投資の目標に関する事項

漁業集落排水事業の全体計画に基づく建設事業は平成10年度に完了し、18年が経過していますが、施設耐用年数(管渠40年、処理場50年)には至っておらず、また、現在は処理区域内の人口減少が進行しているため、計画期間内における建設・更新のための投資は行わない計画です。

#### イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

現在の事業規模(処理区域内人口79人)、施設利用率(25%)及び年間維持費(9百万円(大規模修繕を除く。))等を考慮すると、現行の汚水処理方法を見直す必要があり、計画期間内における管渠、処理場等の建設・更新は行わない計画です。

#### ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

処理区域はリアス式海岸特有の地形を有し、近接する他の公共下水道(香々地浄化センター)への接続による施設の集約化等は困難であるため、計画期間内における最適化等の計画はありません。

#### エ) 投資の平準化に関する事項

現在の漁業集落排水事業特別会計の資本金的支出は、地方債償還金のみであり、計画期間内における新たな投資は行わないので、平成39年度に地方債償還が完了する計画です。

#### オ) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する計画はありません。

#### カ) 防災・安全対策に関する事項

処理区域は漁業集落であるため、既に津波対策として漁業集落環境整備事業による防波堤等が整備されており、下水道事業としての計画はありません。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア) 財源の目標に関する事項

漁業集落排水施設使用料の滞納繰越(未収金)はありません。今後とも徴収率100%を確保するとともに、平成32年度に水洗化率100%を達成し、一般会計繰入金金の抑制を図る計画です。

#### イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口は減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図るとともに、平成31年10月の消費税増税(8%→10%)と使用料の統一(公共下水道事業に合わせて引き上げる。)によって、収入の改善を図る計画です。

#### ウ) 企業債に関する事項

計画期間内に新たな投資は行わず、企業債は発行しない計画です。

#### エ) 繰入金に関する事項

地方債の償還財源(基準内:分流式下水道等に要する経費)及び使用料をもって不足する維持管理費の財源(基準外:営業費用補てん)として、一般会計繰入金を計画しています。

#### オ) 資産の有効活用に関する事項

未利用の土地、施設等を活用する計画はありません。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### イ) 職員給与費に関する事項

漁業集落排水事業に関する事務は、公共下水道事業の事務職員が兼務し、職員給与費は計上していません。

#### ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ5か所、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

#### エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒は、紫外線処理装置のため、薬品費は計上していません。なお、流入汚水は、処理場で濃縮汚泥にした後、市内のし尿処理場に運搬して焼却処分しています。

#### オ) 修繕費に関する事項

平成10年度に施設が完成し、経年化の度合いが低いいため、紫外線処理装置のランプ等消耗部品の交換等にかかる経費のみを計上しています。

#### カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務(受付、料金収納、開閉栓、検針(検針データ作成を含む。))、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等)にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

#### キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費については、下水道事業会計の統合を予定しているため、母体となる公共下水道事業に一括計上しています。

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)投資・財政計画(収支計画)において、実質収支が計画期間内の黒字を保っているのは、使用料収入等の営業収益をもって不足する営業費用の財源を一般会計からの繰入金によって補っているもので、他の下水道事業会計においても一般会計からの財源補てん(実質的な赤字)があるものの、その額が著しく大きくなれば、受益者負担の公平性の面から適当ではありません。  
 よって、実質的な赤字幅を縮小し、受益者負担の公平と安定的な事業運営を維持するため、平成32年度の事業統合(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の事業会計の一本化)並びに法適化(企業会計の導入)に向けて、本経営戦略とともに、施設整備計画の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想を見直す予定です。  
 その汚水処理施設の最適化の取り組みとして、平成39年度を目途に、大型合併浄化槽切替事業に着手し、事業完了後の平成41年度経費回収率100%(平成27年度類似団体:43.13%)を目指します。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成32年度に他の下水道との事業統合並びに地方公営企業法の一部適用を行い、平成41年度を目途に、大型合併浄化槽への切替等による汚水処理施設の最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内における新たな投資はありませんが、汚水処理施設の切替等にかかる施設整備事業については、国の補助制度や地方交付税措置等がある地方債を活用していきます。
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。
その他の取組	平成50年度に汚水管渠の更新時期を迎えることとなります。施設更新にあたっては、公営企業の健全性を保持する観点から、汚水処理区域内の人口動向を見極めながら、管路の再編や個別合併処理浄化槽への切替等柔軟に対応していきます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいため、現行料金体系は一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	多目的広場を含む処理場敷地(8,061㎡)の有効活用について、今後検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している汚水処理施設は公共下水道事業をはじめとする集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にならない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資の経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、他の下水道事業との事業統合を踏まえ、下水道事業全体の中で負担するものとし、今後とも、漁業集落排水事業単独での職員給与費の計上は、行わない予定です。
動力費に関する事項	漁業集落排水事業は、汚水管渠の中継ポンプと処理場に動力モーターを使用しており、交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	計画期間内における処理場放流水の減菌は、紫外線消毒のため薬品を使用しません。ただし、将来的に大型合併浄化槽等への切替を行った場合は、塩素等の薬品費を計上することとなります。
修繕費に関する事項	将来的に、汚水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。さらに、将来的な大型合併浄化槽への切替等によって、処理場運転管理業務委託費等の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。 また、事業統合や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、汚水処理の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	--

# 経営比較分析表

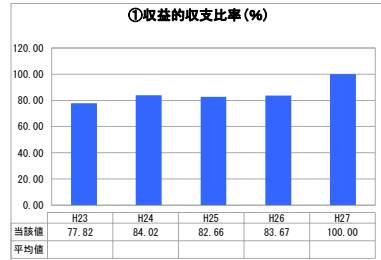
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり取立料金(円)
-	該当数値なし	0.34	100.00	2,270

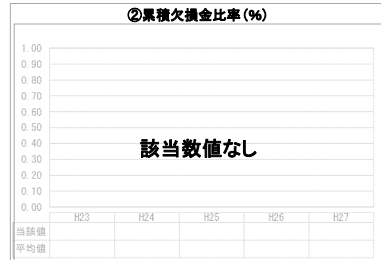
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
79	0.16	493.75

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

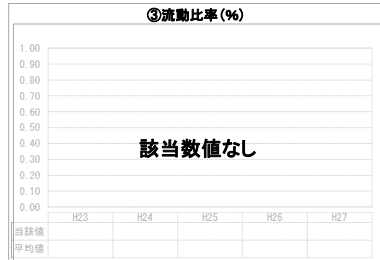
## 1. 経営の健全性・効率性



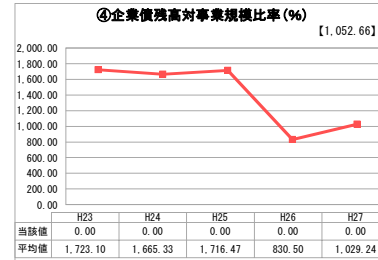
「単年度の収支」



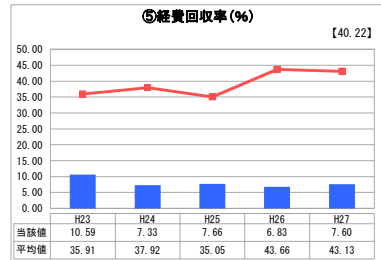
「累積欠損」



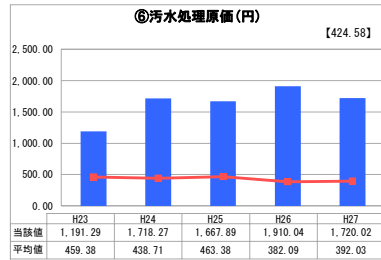
「支払能力」



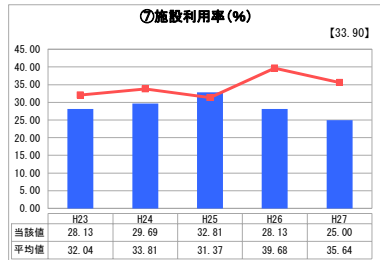
「債務残高」



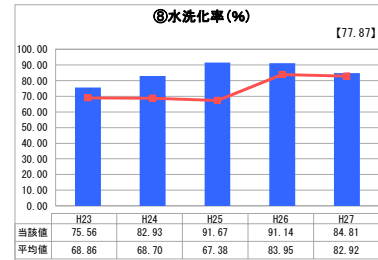
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

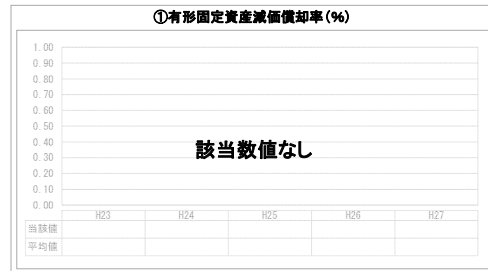


「施設の効率性」

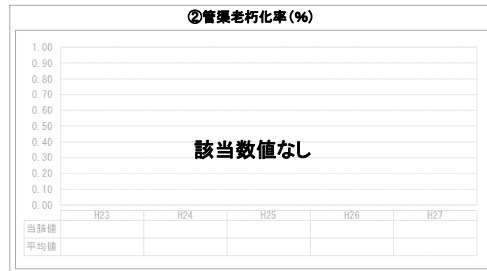


「使用料対象の捕捉」

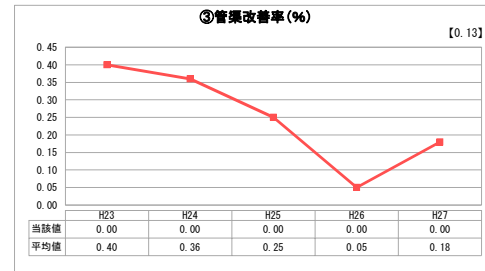
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：  
平成10年度に集落排水処理施設整備が完了したため、企業債償還金が減少し、収益率は改善してきましたが、事業規模が小さいため100%を超える状況には至っていません。

②累積欠損金比率：-

③流動比率：  
④企業債残高対事業規模比率：  
企業債の償還財源は、一般会計からの繰入金で賅われているため、0%となっています。

⑤経費回収率：  
水洗化率は80%を超えています。事業規模が小さく(処理区域内人口79人)、使用料収入が少ないため、類似団体よりも大きく下回っています。

⑥汚水処理原価：  
事業規模が小さいため、公共下水道(177円/m<sup>3</sup>)の10倍を超える原価となっています。

⑦施設利用率：  
平成10年度に施設整備事業が完了しましたが、過疎化によって大幅に人口が減少し、処理人口は全体計画人口240人の3分の1にとどまっており、利用率は25%程度で低迷しています。

⑧水洗化率：  
平成25年度をピークに鈍化し、類似団体とほぼ同水準となっています。汚水処理区域内の人口そのものが少ないため、今後の収益の増加は見込めない状況です。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率：-

②管渠老朽化率：-

③管渠改善率：  
事業の開始時期が平成8年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありません。  
なお、管渠の耐用年数を40年として、今後の更新計画を策定することとなります。

### 全体総括

事業の開始時において、全体計画人口を240人としたが、過疎化によって処理区域内の人口が大幅に減少したため、過大な設備投資となっています。  
今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新時期等を迎えるにあたって、個別合併処理浄化槽への切替等、地域の実情に合わせて汚水処理方法を検討する必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1	総 収 益 (A)	10,089	13,043	12,096	12,096	12,097	12,180	12,264	12,263	12,264	12,264	12,264	12,264	12,264	
	(1)	営 業 収 益 (B)	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899	
		ア 使 用 料 収 入	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	営 業 外 収 益	9,339	12,284	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365	
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365	
		イ そ の 他	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	9,743	10,680	9,685	9,636	9,586	9,618	9,649	9,595	9,541	9,485	9,428	9,370	9,311
		(1)	営 業 費 用	8,999	9,622	9,037	9,037	9,037	9,121	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204
ア 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち 退 職 手 当			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他			8,999	9,622	9,037	9,037	9,037	9,121	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	
(2)		営 業 外 費 用	744	1,058	648	599	549	497	445	391	337	281	224	166	107	
		ア 支 払 利 息	744	697	648	599	549	497	445	391	337	281	224	166	107	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	0	361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	346	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,978	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(1)	地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(6)	工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7)	そ の 他	1,978	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	2,315	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953
(1)		建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)		地 方 債 償 還 金 (H)	2,315	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953	
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 337	△ 2,363	△ 2,411	△ 2,460	△ 2,511	△ 2,562	△ 2,615	△ 2,668	△ 2,723	△ 2,779	△ 2,836	△ 2,894	△ 2,953		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
積立金	(K)	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	83.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	802	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高	(X)	34,787	32,425	30,014	27,553	25,042	22,480	19,865	17,197	14,474	11,696	8,860	5,966	3,013

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365
	うち基準内繰入金	1,081	3,060	3,059	3,059	3,060	3,059	3,060	3,059	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060
	うち基準外繰入金	8,249	9,216	8,325	8,310	8,310	8,285	8,280	8,280	8,305	8,305	8,305	8,305	8,305
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365